

地域づくり夢チャレンジ推進補助金 Q & A

共通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
人口減少対策（地域づくり人材の育成）・・・・・・・・	P5
地域の宝さがし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
起業の誘発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
豪雨枠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7

令和4年（2022年）3月

地域づくり夢チャレンジ推進補助金 < Q & A >

< 共通 >

種 類	質 問	回 答
手続き	事業計画段階で、事業にかかる費用を算定する際、根拠資料が必要ですか。	金額の算定の妥当性や誤りがないかどうかを確認するため、特に、10万円以上の備品購入、業務委託等については根拠資料を求める場合がありますので、見積書やカタログの写しなどを準備しておいてください。
	事業計画や申請段階では、消費税等仕入控除税額が分からない場合はどうすればいいか。	消費税等仕入控除税額が明らかな場合は記入してください。
	概算払いは認められますか。	本補助金は精算払いを原則としていますが、概算払いを受けなければ、支払い遅延その他補助事業の遂行に困難な事態が生じるなど、必要と認められる場合は概算払いを受けることができます。予めご相談ください。
	交付決定後、事業を進めていく中で、事業内容を変更する必要が出てきました。このような場合、どうすればよいですか。	変更する事業に着手する前に必ず、地域振興局等にご相談ください。 事業の主要部分の変更又は補助対象経費の30パーセントを超える変更（経費節減による減額のみの場合も含みます。）については変更申請をしていただき、承認又は変更交付決定を受ける必要があります。 事前に相談をせずに事業内容を変更して実施した場合、補助金の交付を受けられない場合があります。
	交付決定額を増額する変更は認められますか。	原則として認められませんので、当初の事業計画書作成段階において十分に検討のうえ提出してください。
	地域づくり夢チャレンジ推進補助金により取得した備品の管理に関する留意点を教えてください。	本事業で取得した備品は、申請団体の所有物になります。団体自らが管理台帳を作成し、「R4地域づくり夢チャレンジ推進事業」により取得した旨の表記を行う等、私有物ではないことを徹底のうえ、本補助金の趣旨に従って管理してください。 なお、管理台帳は証拠書類として最低5年間保管する必要がありますが、耐用年数が5年を超えるものについては、その耐用年数の期間が終わるまで保管する必要があります。 また、耐用年数については、国の基準に準じます。
	ハード事業で購入した10万円以上の備品は、原則として現地確認を行うとありますが、確認はどのように行われるのでしょうか。	ハードに該当する購入備品（1品の取得価格が10万円以上）がある場合は、日程を調整のうえ、現物確認をさせていただきます。なお、持ち運びができる備品については、広域本部又は振興局に持ち込んでいただき確認をさせていただくことも可能です。
事業実施者	申請書や請求書等に、押印は必要ないのですか。	令和3年度から申請書類等の押印を廃止しています。ただし、委任状については、作成者が法人の場合は現行どおり記名押印が必要です。なお、作成者が法人以外の場合は自署又は記名押印が必要となります。 * 押印の省略を義務づけるものではありませんので、押印してある書類でも受付ていただいても構いません。
	株式会社や有限会社は対象になりますか。	会社法第2条に定める会社（会社法施行前の有限会社を含む）は事業実施者にはなりません。

< 共通 >

種 類	質 問	回 答
補助対象事業	交付要項第3条に、「国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること」となっていますが、関係団体からの補助金等とはどのようなものを指すのでしょうか。	県や国からの出資金を原資に事業を行っているものを指します。例えば、県の出資による「公益信託くまもと21ファンド（窓口：三井住友信託銀行）」や、国、県の出資による「水俣・芦北地域振興事業助成金（公益財団法人水俣・芦北地域振興財団）」などが該当します。 なお、宝くじの収益金で事業を行っている「市町村振興事業補助金（公益財団法人熊本県市町村振興協会）」や、totoの収益金で事業を行っている「スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）」は、関係団体の補助金等には該当しません。
補助対象経費	採択の内示を受けたので、事業を始めてよいですか。	内示を受けただけでは、事業に着手することはできません。 まず、内示後に交付申請をしていただき、その申請をもとに県が交付決定を行いますので、事業の開始（着手）はこの交付決定日以降となります。 なお、交付決定日より前に実施した事業に対する経費は補助対象外となりますのでご注意ください。
	消耗品を購入しようと考えていますが、交付決定日より前に発注したものは対象外となるのでしょうか。	発注行為は、事業に着手する意思を持って行われるもの（契約の申込み行為）であることから、事業に着手したとみなしますので、交付決定日より前であれば補助対象外となります。 なお、事業計画書等の経費を算定するために事前に見積書を取る行為は事前着手にあたりません。
	事業で使用する団体所有の電話代や、個人所有の自動車へのガソリン代は認められますか。	団体の通常業務にかかる経費や、個人が払うべき支出と区別がつけられない経費は認められません。 ただし、事業実施専用に新たにリースした電話や車両にかかる経費は、事業用として明確に管理すれば補助対象経費となります。
	事業実施者である団体の構成員に対する謝金や日当は補助対象経費として認められますか。	地域団体等が地域の維持・発展のために自主的に取り組む事業に対して補助を行うものであるため、事業実施者若しくはそれを構成する者に対する謝金や日当は認められません。
	事業で雇用する場合に、人件費は対象となりますか。	事業実施者若しくはそれを構成する者に対する人件費、また、補助金交付決定以前から雇用している者の人件費や、団体の組織・施設の運営に係る人件費は対象外ですが、事業実施に必要な不可欠な人員を雇用する場合には、補助対象期間内に限って人件費を対象とすることは可能です。 ただし、内容及び金額の妥当性などを確認したうえで、必要最小限のもの（例：空き家調査員の人件費や、イベント開催当日のアルバイト等）を対象とします。

< 共通 >

種 類	質問	回答																																		
	募集要項中の「自己資金が50万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、50万円を限度に事業収入を自己資金扱いできる場合がある」とは、具体的にどのようなことですか。	原則、事業収入がある場合は、補助対象経費から事業収入を控除し、控除後の補助対象経費に補助率を乗じて得た額が補助金となりますが、財政規模が小規模な団体であっても地域づくり活動に取り組むことができます。 自己資金とは、自らが準備できる全ての資金（団体構成員からの会費、市町村からの補助、協賛金・寄付金等も含む）のことで、事業収入（入場料、出展料、参加料、売上金等）を自己資金扱いした場合の補助上限額は次のようになります。 ・補助率1/2の事業の場合・・・補助上限額 50万円 ・補助率2/3の事業の場合・・・補助上限額100万円 ・補助率3/4の事業の場合・・・補助上限額150万円 この場合、事業計画書に説明書を添付してください。 【計算例】 自己資金が50万円に満たないため、事業収入を自己資金扱いとした例。 ■（補助対象経費125万円 - 事業収入25万円）× 補助率1/2 = 補助額50万円 <table><tr><td>補助対象経費</td><td>125万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自己資金</td><td>35万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（内訳）ア</td><td>団体構成員からの会費等</td><td>10万円</td><td rowspan="3">} 補助裏として 15万円の不足</td></tr><tr><td>イ</td><td>市町村からの補助</td><td>20万円</td></tr><tr><td>ウ</td><td>協賛金・寄付金</td><td>5万円</td></tr><tr><td>事業収入</td><td>40万円（うち15万円を自己資金、残り25万円は対象経費から控除）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>補助金</td><td>50万円（補助率1/2）</td><td></td><td></td></tr></table> 〔説明図〕 ← 補助対象経費 125万 → 補助金算定 ← 控除 → ← 補助裏 → <table><tr><td>事業収入</td><td>事業収入</td><td>自己資金</td><td>補助金 (1/2)</td></tr><tr><td>25万</td><td>15万</td><td>35万</td><td>50万</td></tr></table> 合計で50万円を限度に、事業収入から自己資金へ算入できる額は15万円（50万円 - 35万円）	補助対象経費	125万円			自己資金	35万円			（内訳）ア	団体構成員からの会費等	10万円	} 補助裏として 15万円の不足	イ	市町村からの補助	20万円	ウ	協賛金・寄付金	5万円	事業収入	40万円（うち15万円を自己資金、残り25万円は対象経費から控除）			補助金	50万円（補助率1/2）			事業収入	事業収入	自己資金	補助金 (1/2)	25万	15万	35万	50万
補助対象経費	125万円																																			
自己資金	35万円																																			
（内訳）ア	団体構成員からの会費等	10万円	} 補助裏として 15万円の不足																																	
イ	市町村からの補助	20万円																																		
ウ	協賛金・寄付金	5万円																																		
事業収入	40万円（うち15万円を自己資金、残り25万円は対象経費から控除）																																			
補助金	50万円（補助率1/2）																																			
事業収入	事業収入	自己資金	補助金 (1/2)																																	
25万	15万	35万	50万																																	
	イベント等での賞金（商品券等の金券含む）や記念品は、対象経費となりますか。	賞金や記念品は、対象とはなりません。																																		
	ICTを活用した取組みの補助対象経費について教えてください。	目的実現のために必要な事業実施にかかる以下の費用が対象になります。 なお、単にホームページを作成する事業では、ICTを活用した取組みとはなりません。 ・取組みの遂行に必要不可欠な情報システムの開発・試行等に要する経費 ・取組みの遂行に必要不可欠なソフトウェアの購入等に要する経費 ・情報通信システム開発に必要不可欠な消耗品等																																		

< 共通 >

種 類		質問	回答
補助下限額		下限額について、知事がやむを得ない事情があると認める場合にあってはこの限りではない。となっているが、「やむを得ない事情」とは、どういうことを想定していますか？	巨大地震の発生や、大規模な自然災害が起こったときなどを想定しています。

地域づくり夢チャレンジ推進補助金 < Q & A >

< 人口減少対策（地域づくり人材の育成）>

種 類	質問	回答
補助対象経費	補助対象となる人材育成に係る経費とは、具体的にどのようなものですか。	例えば、次のようなものが考えられます。 ・市町村が、将来地域づくりの担い手となる地域おこし協力隊の定住支援を目的として開催するワークショップやセミナー等に係る経費（会場使用料、講師への謝金等） ・学生を対象に地域の魅力や課題を伝える体験学習やワークショップ等を開催するために必要な経費（会場使用料、講師への謝金、資材費等）
	地域おこし協力隊の通常の活動経費は対象となりますか。	地域おこし協力隊の通常の活動経費（特別交付税の措置を受けるもの）は対象になりません。
	地域住民による演劇発表会やその地域で撮影される映画製作については対象となりますか。	単なる発表会や商業ベースの映画製作は対象になりませんが、作品を創り上げていく中で地域の子どもたちを含めたワークショップを開催するなど、文化活動を切り口とした地域づくりの将来の担い手育成につながる取組みと認められる場合は対象となります。
	郷土芸能の担い手づくりのための作品製作等に係る道具（太鼓、衣装等）や材料代（華道のお花代、茶道のお茶代、美術のキャンパス・絵の具代等）は補助対象経費となりますか。	10万円以上の備品購入は対象とはなりません。

< 地域の宝さがし>

種 類	質問	回答
補助対象経費	補助対象となる地域の宝さがしに係る経費とは、具体的にどのようなものですか。	例えば、次のようなものが考えられます。 ・地域資源を洗い出すためオンライン会議を行い、現地に実際に行き写真撮影し年間暦としてポスターにまとめ、地域内外へ情報発信するために係る経費（オンライン会議機材レンタル費用、ポスター作製費、広告宣伝費など） ・地域住民を巻き込んで、地域の宝をSNSで投稿するため、SNSの研修を行うために係る経費（会場使用料、講師謝金など）
	オンライン会議をするための機材等の購入費は補助対象経費となりますか。	10万円以上の備品購入は対象とはなりません。

地域づくり夢チャレンジ推進補助金 < Q & A >

< 起業の誘発 >

種 類	質 問	回 答
事業実施者	農事組合法人や社会福祉法人、福祉サービス事業者の起業は対象となりますか。	地域住民が地域課題解決をビジネスの手法で行うコミュニティ・ビジネスの立上げ支援であることから、法人の通常業務と位置づけられるものは対象となりません。 なお、住民組織等の一構成メンバーとして住民と協働で課題解決を目指す取組みは対象となる場合がありますので個別にご相談ください。
	福祉関係団体が事業実施者となる場合、「地域の縁がわ」の登録団体である必要がありますか。	必ずしも「地域の縁がわ」の登録団体である必要はありません。 例えば、地域の高齢者や障がい者等の生きがいや働きがいにつながる事業に取り組んでいる（取り組もうとしている）団体の取組みであれば対象となります。
補助対象事業	収益を目指さない、地域の活動を支援するためのボランティア・ネットワークづくりは対象となりますか。	事業の継続性の観点からも収益を上げることは必要だと考えており、当初から収益を目指さない、又は収益が上がらないことが見込まれる場合は、対象とならない場合があります。
	商品開発のノウハウを持たないのだからべき機関に、商品開発を委託したいと考えていますが、補助対象となりますか。	商品開発の企画部分は、本事業の主要部分とみなしますので、これを外部委託するような事業は原則として対象となりません。 ただし、高度な専門性が必要など合理的な理由がある場合は対象となることもありますので、予めご相談ください。
補助対象経費	有料で試験販売する試作品の原材料費は補助対象となりますか。	試作品や試行販売商品の原材料費は対象となります。 ただし、試行販売で生じた利益は、その金額を補助対象経費から差し引かれます。（交付決定において販売収益の全部又は一部を自己資金扱いとすることを認められた場合を除く。） 【P3の 参照】
審査の視点	審査の視点にある「投資額に見合う効果」とは具体的にどのようなものですか。	例えば、起業時に投入する資金（補助金や自己負担額等）が500万円あるにもかかわらず、起業後の売上が20～30万円といったものは投資額に見合った効果があると言い難く、採択は難しくなります。
事業スキーム	同じ団体が、製品Aと製品Bで別々に申請することは可能ですか。	同じ団体が二種類以上の商品の商品ごとに分けてそれぞれに申請することはできません。

地域づくり夢チャレンジ推進補助金 < Q & A >

< 交流の促進 >

種 類	質 問	回 答
補助対象事業	興業を目的とした事業は補助対象となりますか。	当該補助金は、地域団体等による自主的な地域づくり活動を支援するものであり、興業を目的とする事業は、地域団体等が主体となった地域づくり活動ではないと考えられるため、補助対象とはなりません。
補助対象経費	イベントでの景品（コンテストの入賞者に対する景品、来場者への抽選によるプレゼント等）や、参加者に配布するノベルティグッズは補助対象となりますか。	賞金（商品券等の金券含む）は対象となりませんが、例えば、地元の特産品をPRするために景品として配布したり、フットパス等の取組みをPRするためにノベルティグッズを作成して配布するなど、交流人口の拡大を促進するために必要と認められるものについては、対象となります。

< 豪雨枠 >

種 類	質 問	回 答
事業実施者	被災市町村や被災市町村に拠点を置く団体しか申請できませんか。	例えば、被災地域の特産品を被災地域以外で展示・広報する等、令和2年7月豪雨からの復興に資する地域づくりの取組みであれば対象となります。
補助対象事業	興業を目的とした事業は補助対象となりますか。	当該補助金は、地域団体等による自主的な地域づくり活動を支援するものであり、興業を目的とする事業は、地域団体等が主体となった地域づくり活動ではないと考えられるため、補助対象とはなりません。
	豪雨からの復興に向け、地域を盛り上げるため、今年度だけのイベントを実施したいのですが、対象となりますか？	今年度のみ実施する単発のイベントも対象となります。
補助対象経費	イベントでの景品（コンテストの入賞者に対する景品、来場者への抽選によるプレゼント等）や、参加者に配布するノベルティグッズは補助対象となりますか。	賞金（商品券等の金券含む）は対象となりませんが、例えば、地元の特産品をPRするために景品として配布したり、フットパス等の取組みをPRするためにノベルティグッズを作成して配布するなど、交流人口の拡大を促進するために必要と認められるものについては、対象となります。